

# 令和2年11月定例総会議事録

- 日 時 令和2年11月18日（水） 午前9時32分～午前10時55分
- 場 所 佐賀市役所 大財別館 4階 4-1、4-2会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
  2. 報 告
    - 第1号 農地法第3条の3届出
    - 第2号 農地法第18条合意解約通知
    - 第3号 使用貸借解約通知
    - 第4号 形状変更届
  3. 局長専決処分報告
    - 第1号 農地法第4条による届出
    - 第2号 農地法第5条による届出
  4. 議 案
    - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
    - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
    - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
    - 第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転
    - 第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定
    - 第6号議案 買入協議の適否の判断について
    - 第7号議案 非農地通知について
  5. 閉 会

## 午前 9 時 32 分 開会

### ○会長

おはようございます。11月も半ばを過ぎました。今年もあと40日あまりとなりました。本来なら「寒くなったですね」、「寒い寒い」という会話がある時期ですけれども、最近は非常に暑い状況でございます。

新型コロナも終息するかと思っておりましたが、第3波ということで、なかなか厳しい状況下で、あまりいいニュースはございません。

ただ、そういう状況下でございますが、うれしいニュースがありましたので、2点ほど御紹介させていただきます。

先月、久しぶりに東京で全国の会長会議がありましたので、そこに出席した折に、農水省の審議官が挨拶されました。その話の中で「私は佐賀です」という話がありましたものから、私もびっくりして、何か聞いたことあったなと思いながら後でちょっと挨拶したら、「私、佐賀市ですよ」、「佐賀市どこですか」と言ったら、「東与賀からですよ」と言われました。東京のそういう席で、農水省の審議官という立場で御挨拶いただいてこういうお話ができたことを非常にうれしく思っております。やはりいろいろなところで佐賀県の方、佐賀市の方が御活躍いただいていることを非常にうれしく思いました。

もう一つが、一昨日、県の常設審議会がございましたけれども、その中で、農業者年金推進の実績で今現在、佐賀市の新規加入者数が全国第4位という報告がありました。これもひとえに委員の皆様、関係の皆様方に御努力いただきました御尽力のたまものだと思っております。改めてお礼申し上げたいと思います。

そういうところで、2点ほど紹介させていただきました。

それでは、先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は23名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和2年11月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出11件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知27件、報告第3号 使用貸借解約通知5件、報告第4号 形状変更届2件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出1件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請3件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請4件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請12件、

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転5件、第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定94件、第6号議案 買入協議の適否の判断について1件、第7号議案 非農地通知について8件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は11月10日、北部は11月11日に行っております。

また、調査会については、南部が11月12日、北部が11月13日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、3番委員の松尾委員、4番委員の山田委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書20ページから22ページまで、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番及び6番から9番までの審議結果について報告します。

令和2年11月16日に開催された第56回常設審議委員会において、佐賀市が意見聴取を行った農地法第5条関係3件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で常設審議委員会についての報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

### 報告第1号 農地法第3条の3届出

1～11

#### ○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から11番までの11件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページから10ページまでをお開きください。

**報告第2号 農地法第18条合意解約通知**

1～27

**○会長**

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から27番までの27件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページ及び12ページをお開きください。

**報告第3号 使用貸借解約通知**

1・2・3・4・5

**○会長**

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から5番までの5件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

**報告第4号 形状変更届**

1

**○会長**

報告第4号 形状変更届、報告番号1番について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、報告番号2番については、届出面積が広いとため、北部調査会からの報告をお願いします。

#### ○北部調査会長

報告します。

報告第4号 形状変更届、報告番号2番は、本年8月に、農地法第3条の許可を得た農地で、他地目を含めて、約3.6ヘクタールとなる起伏のある遊休農地に、約22万㎡の浚渫土を入れ、全体的に南北に5.3度の緩やかな傾斜を作り、農作業がしやすい圃場といたく形状変更の届出書が提出されたものです。

この案件は、届出面積が約3.2ヘクタールと広大な面積であるため、委員による現地調査を行い、現地において届出人説明を求めました。

届出人の説明によると、届出地では柿を栽培する計画で、8月の北部調査会での申請人説明でも説明したとおり、20年以上耕作されていなかった荒廃農地を優良農地に復元したく、形状変更の届出を行ったとのことで、届出人の親族が経営する土木会社が、現在、県河川の浚渫工事やクリーク防災事業等の公共工事を請け負っており、工事で出た浚渫土を利用して基盤整備したいとのことでした。

また、区域内に存在する里道や水路については、これらを管轄する北部建設事務所と協議中とのことで、里道については払い下げを、水路については暗渠管や三面水路を設置して、末端には柵を設けるとのことです。

さらに、届出地の下流側にある堤のすぐ北側に、高さ5m、東西の横方向に約90mの、雑石積みを核材としたセメント改良土で砂防堰堤を設置し、そのすぐ北側には砂防堰堤と平行に同じ幅で、深さ約1.5mの沈砂池を設け、上澄みの雨水だけを堤に流す計画としており、堤への土砂流出の影響はないとの説明を受けました。

これに対し、委員より、万が一、堤への土砂の流出があった場合の対応について質問があり、届出人より、沈砂池に溜まった泥は定期的に浚渫を行い、本件を原因として、堤への土砂の流出があった場合には、責任をもって対応する旨の説明を受けました。

また、委員より、届出地は農地であるため、浚渫土の搬入後には随時柿の定植を行うことと共に、産業廃棄物などの搬入などは絶対にあってはならないとの意見があり、これに対し届出人より、柿の苗木の定植時期は3月であるため、来年3月には届出地の北側から約100本の柿の苗木の定植を行うこと、また、親族の土木会社は、公共工事を多く請け負っている

会社であり、日頃からコンプライアンスを厳守しているため、産業廃棄物などを持ち込むことは絶対はないとの説明を受けました。

また、その後の北部調査会において、委員から、地元や下流域自治会への説明が行われているかとの質問があり、事務局より、地元を含む周辺の自治会長や生産組合長への説明は行っている旨、届出人から聞いているとの説明がありました。

さらに、委員より、届出地は農地以外の目的にするものではなく、あくまでも柿を栽培する農地であることから、今後、適正に耕作が続けられるように農業委員会として注視していくべきであるとの意見が出されました。

審議の結果、この形状変更届については、届出地以外への土砂の流出防止を確実にしてもらおうこと、また、農地として確実に利用してもらおうことを条件に承認することといたしました。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、この案件について御意見はありませんか。はい、どうぞ。

#### ○委員

ただいま北部調査会長より、田を畑としてのかさ上げということで説明をしていただきましたが、かさ上げの高さが最大8mということで、相当高低差があると思うんですよ。工事は浚渫残土で盛り土をしていくということですけども、何か高いところから削って低いところを埋め立てると、そういった工法は考えられないのかなという気がいたします。

それともう一点は、今、北部調査会長が報告されましたように、周辺等々への被害がないようにと。それから、砂防堰堤を設置するとか、いろいろ説明がございましたけれども、その工事期間中について、産業廃棄物等は搬入されていないといった確認をする必要もあるんじゃないかなと思います。事務局の方には非常に申し訳ないですけども、ちゃんと期間中は注視していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

#### ○会長

はい、どうぞ。

#### ○事務局

まず1点目ですが、高い所を削って低いところに土を持っていけないかということでしたが、北部の現地調査会資料、資料番号5番の5ページをご覧ください。こちらが完成図になるわけですが、届出地の一番北から山の方にどんどん傾斜が険しくなっていくような地形をしております。そのため、そこを削ってしまうと、北側の山の傾斜がよりきつくなるので、土をそこから持ってくることは出来ません。今回、盛土が計画されているところは、急傾斜からならかになっているところと、東側の田で元々土地が低くて水はけが悪いところに5.3度の傾斜で盛土をして、耕作できるようにしたいと届出人から説明を受けています。

あと、産業廃棄物等が持ち込まれないように今後確認をしていくというのは、農業委員会でも今後確認をしていく予定にはしておりますが、10月1日から「佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」というのができておりまして、来年の4月1日以降、3,000㎡以上の敷地に1m以上の高さまで盛り土をする場合は、県の許可が必要になります。これについても、来年の3月までに許可を取るということで、実際の浚渫土を搬入されている土木会社から聞いておりますので、その分についても産業廃棄物を持ち込んではないとの規定がありますし、周辺の住民への理解をきちんと求めるようにということを義務づけられております。今後は農業委員会と、県循環型社会推進課の両方で監視をしていく必要があるものと思っております。

以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

今度の対象面積は3町1反ということでなかなか広大であったものですから、そこら辺等々については県と十二分に連携を取って対応していただくよう、お願いいたしておきます。

以上です。

○会長

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○委員

単純な質問ですけれども、柿を植えられるということですよ。柿を植えるのにこれだけ盛り土、かさ上げをしなければならない理由は何ですか。何か手入れがしにくいとか、そういったことからですか。

**○会長**

はい、どうぞ。

**○事務局**

届出地は、高速道路の北側に位置しておりまして、高速道路ができてから停滞気流というのが発生するようになって、もともとのみかんが全然育たなくなったということで、停滞気流の影響をなくすために盛り土をして、こういう傾斜に設計されたと聞いております。

**○委員**

柿の生育のためにということですね。

**○事務局**

はい。

**○委員**

そういうことですか、はい、分かりました。

**○会長**

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

**○委員**

先ほど、建設の残土を持ってくるということをおっしゃられたと思いますけれども、実際にはここは残土処分場という形で整備するのですか、そういうことじゃないですか。

**○会長**

事務局。

**○事務局**

残土処分ということではなく、農地の基盤整備をするために土を入れるものです。ただ、実際、この対応等を個人の費用ですると相当なお金がかかります。そこで、親族が経営する土木会社が浚渫工事を請け負っているので、その浚渫土を利用するというので、お互いの利害が一致した計画をされているということで理解しております。ここは、残土処分場ではなく、農地として必ず利用していただく必要がありますので、先ほども申したとおり、今後農業委員会の方で随時パトロールをして確認していく必要があると思っております。

**○会長**

はい、どうぞ。

**○委員**



実際は公共事業の請負の浚渫土ですね。それを受け入れるためにするわけじゃないのですか。言い方を換えれば、柿を植えるのはいいですけど、そういうのは公共事業としては認められているのか、どうでしょうか。公共事業として認められていますか。

○会長

はい、事務局。

○事務局

公共事業を行う担当部署としては、浚渫土の受入れ先が農地であっても、認められるということでもあります。ただ、ここは農地として購入されているので、必ず耕作をしていただかなければなりません。計画以上に盛り土をされることがないように、きちんと耕作されるよう随時指導していきたいと思っております。

○委員

はい、分かりました。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

#### 局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書15ページをお開きください。

## 局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1

### ○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番について御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書16ページ及び42ページをお開きください。

#### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1

#### 第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

61

### ○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号61番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、申請人が同一で、同時申請により下限面積要件を満たすものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○南部調査会長

報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び第5号議案 農用地

利用集積計画（案）利用権設定、審議番号61番の2件は、申請人が同一で、同時に許可及び承認されることにより、下限面積要件を満たすことになるため、一括審議・一括採決としました。

農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすことから、許可相当と判断しました。

また、農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号61番についても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当と判断しました。

以上のことから、この2件については、許可相当及び計画案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可及び計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号61番の2件については、申請どおり許可及び計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書16ページをお開きください。

#### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号2番は、普通売買の案件です。

本案件については、地元農業委員による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

3

○会長

次に、審議番号3番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○北部調査会長

報告します。

審議番号3番は、普通売買の案件で、地元農業委員による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページ及び19ページをお開きください。

### 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1

## ○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番、及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的がそれぞれ「通路」及び「一般住宅」の案件で、一体的に造成を行うものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○南部調査会長

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番は、転用目的が「通路」の案件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、この2件は、一体的に造成される計画であるため、一括審議・一括採決としました。

農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番について、申請人は、申請地西側の住宅に居住していますが、今般、これまで利用してきた申請地の南側敷地に住宅が建築されるため、申請地を自宅への通路としたり、申請されたものです。

また、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番について、申請人は、申請地近くに家族5人で居住していますが、住宅の建築にあたり、申請地は、小学校や公共施設に近く、住環境も良いことから適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準も、ともに「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番、及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページをお開きください。

**第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請**

2

**○会長**

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長**

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「海苔資材置場」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、現在、長男の自宅敷地に海苔資材の一部を保管しており、長男家族に不便をかけているため、自宅から近い申請地を海苔資材置場にしたいと、申請されたものです。

委員より、申請地の周囲には排水できる水路がないため、雨水処理を地下浸透で計画されていることについて、申請人へどのような造成を行うのかの質問があり、申請人より、砂利

敷きを行わず、土のみで造成を行い、申請地外に土砂が流出しないように境界には土留めブロックを施工する計画としており、雨水の処理については、地下浸透で問題ないとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページ及び18ページをお開きください。

### 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

3・4

#### ○会長

審議番号3番及び4番の2件を議題とします。



北部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○北部調査会長

報告します。

審議番号3番は、転用目的が「事務所兼用住宅及び資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、事業規模拡大に伴い事務所及び資材置場が手狭となり、自宅も老朽化しているため、申請地に事務所兼用住宅の建て替えと資材置場を整備したく、申請されたものです。

申請人に、重機などからの油の流出の可能性について確認し、油水分離槽の設置の有無を尋ねたところ、申請地内では洗車や整備は行わないため現時点での油水分離槽の設置は計画していないが、今後検討したい旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「通路（一時転用）」の案件で、申請人は農業を営んでいますが、申請地の東側に所有する遊休農地の解消を行うにあたり、申請地を工事用車両の通路として利用したく、一時転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決

定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページから21ページまでをお開きください。

### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

2・3・4・5・6

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番から6番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○南部調査会長

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、借家に居住していますが、住宅の建築を計画したところ、申請地は、実家に隣接しているため、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、家族3人で市外に居住していますが、住宅の建築にあたり、申請地は妻の実家が近くにあり、親の介護にも便利であることから適地と判断し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、幹線道路に近く、近隣に教育施設や商業施設もあり、住環境が良いため適地と判断し、申請されたものです。

委員より、申請地東側の開発道路が、譲渡人所有の車庫の隣にできることから見通しが悪

くなることが想定されるため、申請人にカーブミラーの設置ができないか確認したところ、道路管理者との協議で設置しないことになっているが、再度検討したいとの回答を得ました。

さらに、委員より、申請地北側への排水口部分について、北側水路への転落防止のためにフェンスを設置することはできないか確認したところ、道路管理者との協議の結果、道路管理者より管理の都合上、その部分にはフェンスの設置を断られたため、現時点では設置する予定はないとの回答を得ました。

これに対し委員より、管理上の問題があるにせよ、危険防止のためにはフェンスの設置が必要ではないかとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、553番1及び554番1は、「水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道の区域で、かつ、500メートル以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

553番2、554番2、554番3、554番4及び554番5は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、553番1及び554番1は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）。

553番2、554番2、554番3、554番4及び554番5は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「資材置場」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、木工業を営んでいますが、既存の敷地が狭く、製品の完成時には倉庫内に余裕がなくなり、トラックの出入りにも支障をきたしているため、申請地を資材置場として利用したく、申請されたものです。

申請人へ、南側に残る農地について確認したところ、かさ上げして畑として利用されるとの回答があったため、委員から、必ず畑の表土を載せるように意見が出されました。

また、委員より、申請地の東側にはパイプラインが南北に通っているが、周辺農地への用水に影響が無ければ、造成工事の際に、合わせてパイプラインを撤去してはどうかとの意見

がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜等から高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「海苔乾燥施設」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、漁業者の協同組合であり、今般、海苔の共同乾燥施設建設の計画にあたり、申請地は、漁家集落に近く、また、周辺環境に与える影響も少ないことから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、農振除外の時からレイアウトが変更になっている理由について確認があり、事務局より、農振除外の際は、建築物が申請地の北側に配置されていたが、その後、地元から申請地の北側水路の管理上、建築物の位置を南側に変更してもらいたい旨の要望があったため、今回、変更したとの説明がありました。

また、委員より、地元生産組合長からの排水同意がなされていないことについての質問があり、申請人から、これまでの経過についての説明がありました。

申請人からの説明によると、農振除外の際には、去年の生産組合長からは排水同意をもらっていたが、今年生産組合長からは、既存の施設が建築された平成20年のときには、拡張はしないとの説明を受けたこと、また、工事の影響で既存施設の北側農道が凸凹になったことを主張され、同意が得られなかったとの説明がありました。

加えて、後日には、申請地北側水路の既存木柵への工事等の影響や、新しい施設からの排水量についての懸念を言われ、さらには排水する水質については、国が定める環境基準を満たすことを条件とする旨の要望があったとのことでした。

これらのことについて、申請人から、既存施設の拡張については、平成20年時には説明していないこと、また、既存施設の北側農道には、新たに新施設から直接、早津江川につながる

塩水用の排水管を埋設した上で舗装を行うこと、さらに北側水路の木柵や同水路への生活雑排水の排水については、地元の土地改良区と協議済みである旨の説明を受けました。

以上の説明を受け、委員から申請人に対し、地元生産組合長が納得するように、今後も説明を尽くしてもらいたい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜等から高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「地域整備法に該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の g と決定しております。

以上のことから、この5件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

#### ○委員

この申請地の北側の部分、里道の北側に農地があるということですが、形状から見て、もともとは水路じゃなかったかなというような状況もあります。現状の中で大変排水の問題が悪い中では、この部分に遊水帯みたいな形で残すことはできなかったのかなと。こういう建売住宅を造られますので、もともとの雨水の取り込みもできにくくなっていくということで、そういったところは現状どうだったかというところをお尋ねしたいと思います。

#### ○会長

事務局。

#### ○事務局

今回の申請地の里道の北側の農地の件だと思いますけれども、現状は一部、自家消費分ぐらの野菜を耕作をされているような状況で、残りは作付まではされていませんでしたけれども、畑の形状をしている状態でした。

そして今回、排水に関しては、この申請地の北側の方に水路がございます。今回の北側の申請地の部分につきましては、狭小な農地として残されるよりも、そこまで申請地に入れて、きちんと北側の水路の方に排水をするという計画をされているところでございます。

以上です。

#### ○会長

委員、いいですか。

#### ○委員

基本的には、そういう所有権があつてのことだと思いますけれども、こういう造成をされるときに農業委員会からの要望というのはやっぱり難しいのかなというふうに思いますけれども、里道の付替にはなっているんですか。

## ○会長

事務局。

## ○事務局

今回の開発道路のところに里道付替ということで申請されております。実際、別のところに付替されているというよりも、最終的に市に帰属をする開発道路に組み込まれているという形で手続きをされております。

そして、この里道の付替につきましては、もちろん地元の同意等も取られた上で付替の申請をされております。

以上です。

## ○委員

もう一回追加でいいですか。

今の話で、先ほど南部調査会でも転落防止とか危険防止のためにフェンスをつけるというお話があったときに、そこは行政との話合いでつけられないという話になったということで、そういう状況がある中でならば、当然、道路部分じゃなくて、北側部分でその里道付替をしておいて、そこにきちんと間隔が出ますので、そのところでフェンスを造るべきじゃないかということで相談をすれば——今の状況はもうフェンスなんか造らないというお話でしたので、そういった危険防止の部分をこういった建売業者の方に義務づけるというのが基本的な部分としてはよかったのじゃないかなと思いますけれども、その辺のところの議論も——今、どちらかと言えば建売業者の意見の方でずっと通っていますので、そういった要望なり考え方ができないかなという部分で、その点はどうでしょうか。

## ○事務局

今回、先ほど南部調査会長の方から御報告をいただきましたけれども、申請地の北側に、雨水の排水ということで排水路が造られております。こちらは、管理としては市の道路管理者の方で管理をするということで伺っております。

今回、申請に当たっては、この排水路のところの一番北側にも、当初は開発業者の方もフェンス等の設置を考えていたとのことでしたが、市との協議の中で、管理上、フェンスの設置はしないでほしいということで協議をされて、排水路部分の入り口のところにはバリカーが設置されておりますけれども、一番北側の方にはフェンスの設置は予定をされていない状況にあります。



ただ、南部調査会の中でもそれに関しては質疑があっており、フェンスの設置は必要じゃないかということで御意見がありましたので、先ほど調査会長から報告をしていただいたところでございます。

以上です。

**○委員**

「はい」と言う以外ないんでしょうね、これは。分かりました。

**○会長**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書21ページから23ページまでをお開きください。

#### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

7・8・9・10・11・12

#### ○会長

審議番号7番から12番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○北部調査会長

報告します。

審議番号7番から9番までの3件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、既存集落に隣接しており、大型商業施設や病院等にも近いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地東側の里道は地盤が軟弱であるため、里道への張りコンクリートの施工方法について確認したところ、里道に碎石を敷き、十分に転圧してから張りコンクリートを行う旨の説明がありました。

また、申請地東側の水路に堆積している土砂の撤去について確認したところ、今回の工事の際に一緒に浚渫する旨の回答がありました。

さらに、申請地内の北側境界部分に設置される側溝の管理について確認したところ、このU字溝は申請地北西側の水田からの排水用として設置するものであり、底地は申請人が所有するが、管理については当該耕作者が行うことになっている旨の説明がありました。

さらに、委員から、申請地西側と北側には農地が広がっているため、農作業に対する苦情が出ないように契約の際には住宅購入者に理解を求めてほしい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等につい

て問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地の南側には、堤との間の部分に自然木があるが、地元と協議を行い伐採できることになったことで、日当たりについての問題が解消したことから、適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、20年後の申請地の跡地利用について確認したところ、発電開始から20年間は九州電力への売電を行うが、その後の10年間は自社系列の新電力会社に1キロワット当たり7円で売電を行うことを計画しているとの説明がありました。

また、太陽光パネルの設置高について確認したところ、設置高は1.18mになるとの回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号11番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、現地調査会においては、譲渡人による申請人説明を、調査会においては、譲受人による申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な住宅地内にあり、市中心部への交通の便が良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

なお、申請地は平成29年4月に耕作を目的として農地法3条の許可を行った農地であるため委員より、これまでの耕作状況についての質問がありました。これに対し地元委員より、

農地法3条の許可日から3年半ほどが経過するが、この農地は元々競売物件であり、その前の所有者が植木や庭石などを多数置いていたことから、それらの撤去に期間を要したものの、地元委員の指導を受けながら、カボチャなどの野菜を栽培した実績はあるとの説明がありました。これに対し委員より、今回、やむを得ない事情により申請地を売却されることは理解するが、今後、耕作目的での競売物件の転用は、その経緯を含めて慎重に審議する必要があるとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号12番は、転用目的が「駐車場」の案件で、申請人は、申請地北側に隣接する宅地に住宅を建築し、両親とともに転居される予定ですが、敷地が不足するため、申請地を駐車場及び住宅敷地の一部として利用したく、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この6件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号7番から9番までの3件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番から9番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書24ページをお開きください。

**第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転**

1・2・3・4・5

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から5番までの5件：12,389㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この5件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。この5件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から5番までの5件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書25ページから46ページまでをお開きください。

**第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定**

61を除く1～77

**○会長**

審議番号61番を除く、審議番号1番から77番までの76件を議題とします。南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長**

報告します。

審議番号61番を除く、審議番号1番から77番までの76件

新規 15件： 97,940㎡

更新 61件： 647,501㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この76件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この76件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この76件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号61番を除く、審議番号1番から77番までの76件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書46ページから50ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

78～94

○会長

審議番号78番から94番までの17件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号78番から94番までの17件

新規 9件： 46,751㎡

更新 8件： 39,302㎡



について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この17件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この17件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この17件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号78番から94番までの17件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書51ページをお開きください。

**第6号議案 買入協議の適否の判断について**

1

**○会長**

第6号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長**

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の要件を満たしており、買入協議の要請相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書52ページ及び53ページをお開きください。

**第7号議案 非農地通知について**

1・2・3・4・5・6・7・8

**○会長**

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番から8番までの8件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長**

報告します。

審議番号1番から8番までの8件について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林、原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この8件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から8番までの8件については非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和2年11月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和2年11月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和2年11月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時55分 閉会